



こんにちは！男女共同参画班です



6月23日(水)～29日(火)は「男女共同参画週間」です。この週間中、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、全国的な取組が実施されます。

また、6月は「男女雇用機会均等月間」です。厚生労働省の取組みにおいて職場における男女均等について、労使をはじめ社会一般の理解を深めていただくための特別広報活動を実施しています。

育児・介護休業法が改正されます！

<改正のポイント>

子育て期間中の働き方の見直し	3歳までの子どもを養育する労働者は申請することで短時間(6時間)勤務制度の利用が可能になる等。
父親も子育てができる働き方の実現	両親ともに育児休業を取得する場合に、育児休業を子どもが1歳2カ月に達するまでの間に取得可能になる(パパ・ママ育休プラス)。
仕事と介護の両立支援	介護休暇の制度が設けられ、介護休暇を申請することで、要介護状態にある対象家族1人の場合は年5日まで、2人以上の場合は年10日まで取得可能となる。

※施行期日 6月30日(ただし、一部の規定について、常時100人以下の労働者を雇用する企業については、平成24年7月1日)

第8回彼と彼女のハッピーライフ講座

4月25日(日)午後1時から隣保館で「第8回彼と彼女のハッピーライフ講座—男女共同参画学習会—」を開催しました。

参加者は市内外から男性18人、女性9人の計27人で、簡単な自己紹介をした後、男女共同参画出前講座講師・相部秀彦さんによる「『自分らしさ』を自由に出そう!」をテーマに、NHKの朝の連続ドラマ「ゲゲゲの女房」と「ウエルかめ」を比較し、過去と現在の家族制度の違いについての講演を受けました。

講演後は、マリンピアむさしに移動し、ボートとヨットに別れてクルージングを楽しみました。当日は天気もよく、風もおだやかで、ボートとヨットは並んだり離れたりしながら約2時間航海しました。下船後は、打ち解けた様子で、バーベキューをしながら、おしゃべりもはずみ、楽しい一日を過ごしました。

マリンピアむさしのスタッフの皆さん、「アフタヌーンクルージング&バーベキュー」ご協力ありがとうございました！



▲講演の様子



▲クルージング・ヨット



▲クルージング・ボート



▲バーベキュー

募 集

第9回彼と彼女のハッピーライフ講座実行委員(未婚の方:20歳以上45歳以下 男女各3人)を募集します。実行委員会で、ハッピーライフ講座の交流会を盛り上げましょう！(申込締切6月25日(金))

※第9回彼と彼女のハッピーライフ講座(未婚の方対象)を7月31日(土)～8月1日(日)に実施します。

梅園の里(安岐町富清)でバーベキュー&星空観賞(1泊)を予定しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

申し込み・問い合わせ 国東市人権・同和対策課 男女共同参画班

☎0978-72-0354(内線712) FAX 0978-72-0357

E-mail: jinken-dowa@city.kunisaki.lg.jp